平成２１年（フ）第１４８２号
福岡市東区唐原５丁目３番７―203号
債務者　古賀　憂子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９１号
福岡県春日市大谷７丁目143番地１フレグランスアベニュー103号
債務者　西郷　麻弥（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４１５号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８番３号藤崎ビル501号
債務者　大塚　繁子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３号
北海道檜山郡江差町字小黒部町226番地
債務者　金澤美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第１２３号
福島県喜多方市塩川町遠田字東谷地1735番地市営御殿場団地９棟101号
債務者　佐藤　久男
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
福島県河沼郡湯川村大字三川字二城乙12番地
債務者　小野　和好
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目114番地１、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目99番地
債務者　中川　浩司
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２４号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目114番地１、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目99番地、従前々の住所金沢市粟崎町ヌ７番地９
債務者　中川　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０号
金沢市八田町西１番地　Ａ―２―１藤木方、従前の住所金沢市芳斉２丁目16番20号
債務者　吉本　美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
石川県かほく市高松ラ21番地
債務者　古澤久美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１３号
名古屋市守山区廿軒家１番８号　ヴィルヌーヴ103号
債務者　アートコンサルタント丸山事務所こと丸山　泰輔
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７４号
名古屋市北区中切町１丁目79番地　宝マンショングランスクエア中切アネックス308号
債務者　たんぽぽこと　内田　久喜
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７５号
名古屋市北区中切町１丁目79番地　宝マンショングランスクエア中切アネックス308号
債務者　内田アキエ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５０号
名古屋市昭和区南分町２丁目29番地
債務者　所澤　英満
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６４８号
名古屋市熱田区高蔵町７番21号
債務者　伊藤佐代子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１号
愛知県稲沢市駅前４丁目11番35―205号
債務者　五反分俊宏
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３０２号
愛知県稲沢市正明寺２丁目12番１―305号
債務者　伊藤　渉美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部